

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 1 日現在

機関番号：17101

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2016

課題番号：25380679

研究課題名(和文) 精神医療の変化と精神障害者処遇の課題 患者の権利や種別的処遇をめぐる議論等から

研究課題名(英文) Changes of Psychiatry and Issues on Treatment of the Mentally disabled:  
Arguments concerning the Rights of the Patient and the Specific Hospitals

研究代表者

喜多 加実代 (KITA, Kamiyo)

福岡教育大学・教育学部・教授

研究者番号：30272743

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,500,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、精神保健福祉法、心神喪失者等医療観察法の改正、成立過程でなされた議論や、患者の権利、特別処遇をめぐる議論から、精神障害者や触法精神障害者の処遇に関する課題や問題設定の変遷を考察した。

特に、M. フーコーやI. ハッキングの研究を参考に、概念やカテゴリーの結びつき方や対象の編成という点に注目した。そこに注目して考察したことで、一見類似の論点が繰り返し出てくるように見えても、どのような議論の連鎖に置かれるかによって、議論全体の問題設定が異なることを示した。

研究成果の概要(英文)： This research examined arguments on legislation or reform of the law concerning the mentally disabled, accompany with the right of the patient and the specific hospitalizations.

The research focused on the connection of concept or membership category, and on formation of the supposed object of law and treatment, based on studies by M. Foucault and I. Hacking. This focus enabled to distinguish object and recognition of the problem with times, in spite that similar issues have been pointed out repeatedly.

研究分野：社会学

キーワード：医療・福祉 精神障害 刑事法学 当事者

## 1. 研究開始当初の背景

(1) 特に 2003 年の心神喪失者等医療観察法成立前後から、こうした法制度も含む精神障害者の処遇をめぐる議論の歴史的経緯について精神医療領域、法学領域、社会科学領域でも既に一定の研究がなされてきた。触法精神障害者の処遇については 1950 年代から議論され、賛否の収束を見ないまま特別の処遇の導入が見送られてきたにもかかわらず、過去の議論の経緯はあまり顧みられず、同法が急速に成立したことへの懸念があった。特に精神医療・法学領域では、これに対する危惧と反省から、触法精神障害者の処遇の課題を考慮するためにも、既に何度も登場した議論の争点を振り返る必要性が指摘された。

(2) 社会科学分野では、触法精神障害者の処遇と議論の経緯や問題意識について、主にメディア方法などを研究したものがかつてからあり、近年、1970 年代前後の精神医療や精神医学学会の動向を当事者の聞き取りなどから吟味した研究が出てきた。

(3) これらの研究が重要であることはいまでもないが、触法精神障害者処遇や保安処分という制度が、実は、時代によって全く異なる問題意識や関心から議論され、その適用の対象も異なって想定されたことが十分捉えられているとはいいたがたかった。

## 2. 研究の目的

(1) 精神障害者の処遇や関連法の評価や、その成立過程でなされた議論を検討し、その課題や問題設定の変遷を考察する。特に、議論の連鎖、また、概念やカテゴリーの使用のされ方に注目し、議論と相即的にその課題や対象それ自体が編成されることを示そうとした。そのことにより、従来、同じ問題が登場しているとされてきた、また問題意識の連続が想定されていたところでの変遷を示した。

(2) 当時の状況に関する精神医療従事者や精神障害者の聞き取りは、確かに、その時代の問題意識がどのようなものであったかという研究である。しかし、当然にも、当時の議論や概念の布置に注目するというより、関係者の現実の活動やその際の考えに焦点があたりものになっていると考えられる。そして、関係者の活動やその際の考えについての証言が重要であるのは言を俟たない。しかし、それとは別に、当時人々がどのように概念を用いて議論していたかを検討することもまた必要であると思われる。以下 4(1) で示すように、現在からその当時を振り返るとき、その時にどのように議論をしているか、ではずれが生じることがあるためである。そのため、議論の連鎖、カテゴリーの用い方などに注目した分析を行うことを目的とした。

## 3. 研究の方法

(1) 2(1) で述べた概念やカテゴリーの使用に注目して、検討を行うことになるが、本研究では、概念という用語は、学術的な概念のみならず、使用される言葉の指示内容というような含意で用いる。例えば、「自殺」を研究者が予め定義したり、その内包を自明の前提にしたりする研究に対し、H. サックスが人々はどうのようなのを実際に「自殺」としているのかと問うたような、人々の実際の使用に注目するということである。

(2) 概念分析、あるいは概念の論理文法分析という言い方は、L. ウィトゲンシュタインから強く影響を受けた G. ライル、P. ウィンチらによって、概念の連関を人々の実際の使用法から把握するものとして提案された。エスノメソドロジーはこの提案を発展的に継承し、言葉の使用にとどまらず、例えば人々が実際に会話を理解可能な仕方でも組み立てていく実践の分析などに展開されていった。この実践の分析は、あることが数多く生起するといったことを指摘することではなく、当該会話参加者が指向している実践的な論理性や規範はどのようなものを示すことでもある。

(3) フーコーやハッキングは、概念間の論理的な関係もまた、時間の流れのなかで形成されたものとしている。その概念による人々の経験や理解可能性の変化について、両者の研究は示唆を与えるものである。

## 4. 研究成果

(1) 精神保健福祉法(旧精神衛生法)の改正や、保安処分に関する議論において、中心的な論者の一人であった平野龍一の主張の変化をモデルとして、その議論の問題設定がどのように変化したかを検討した。

平野は、心神喪失者等医療観察法の成立直後の 2004 年に、「犯罪行為を行った精神障害者の処遇に関する(中略)法律が成立した。長くこの問題に関心を持ってきた者としては、やっとここまでできたかという感慨を禁じえない」と書いている。しかし、1950 年代に平野が述べていたのは、心神喪失者による犯罪行為は精神科で対応すればよく、刑法が処罰の対象にする人々(精神障害者ではない累犯者や、心神喪失には該当せず、現在はパーソナリティ障害と言及される「精神病質」)への有効な治療的介入をいかに創設するかという課題であった。

もちろん、平野自身も、同時代の問題提起に触発され、自覚的に問題設定や立場を変化させていったことはある。しかし、継起的な捉え方は、こうした問題設定の違いを見えにくくすることを指摘した。

(2) 1960 年代から 1970 年代には、累犯者や精神病質者は、保安処分の対象ではないことが法制審議会などから述べられることになった。しかし、とりわけ診断基準が曖昧な、

精神病質者が保安処分の対象になるのではないか、また、その診断の曖昧さから、社会運動・労働運動の取締りに適用されるのではないかが危惧された。同時期に、精神科への不当な入院の事例が複数報告されたこともあり、社会運動等の取締りの形で精神科に入院させられる危惧に現実的が与えられることになった。寄せ場労働者などがアルコール依存を理由に、警察等を経由して精神科に入院することが多くなったことも、労働運動取締りとして保安処分が利用される懸念を深めた。また、精神病院不詳事件等精神医療のあり方が大きく問われ、入院が人権侵害的な拘束になりうることが問題視された。このことは、不当な拘禁の対象になりうる者として、社会運動の担い手、下層の労働者、精神障害者を結びつけた。同時に、治療的效果が疑わしく拘束的な精神医療自体が、既に保安処分を実現しているものとして批判されることにもつながった。このような、政治思想運動や、下層労働者とのカテゴリーの結びつきもまた、2000年代の議論にはほとんど見られないものである。

(3)患者の権利に関しては、社会学をはじめとする研究で注目されている「当事者」概念との関連から検討した。当事者主権等の主張がされるとき、当事者が求めることが即ニーズとして想定され、処遇や法改正がそこから正当化されやすいということがある。

当事者をめぐる研究は、同時に、誰が当事者とすべきかで、現在、混乱を示しているようでもある。本研究では、実際に、誰が、どのように「当事者」になっているのかからそれを検討する必要性を示した。あるカテゴリーの「当事者」という言い方がされることも多くなっているが（例えば、障害当事者）、カテゴリーの当事者であるのか、もともと使用されていた何らかの案件の当事者であるのかをわけて考える必要を述べた。同時に、当該の文脈で、どのような立場を確保するために、何を主張するために、当事者になっているのかを検討した。

(4)心神喪失者等医療観察法の成立の前の議論では、「精神障害当事者が裁判や責任追及を望んでいる」と主張されることがあり、この当事者の意見は別様に解釈され賛否の双方の議論で引かれた。

その事例としてしばしば言及される広田和子は、精神障害当事者として、「どうして私たち精神の病がある者だけを特別に扱うのか」治療を受けながら「裁判を受けたい」と述べた（『朝日新聞』2002.5.31.朝刊）。同時に、広田は、当事者をずらしていく。「だれもが精神の病になる可能性がある時代だから、自分だったら、という思いで考えて欲しい」と、誰もを当事者に巻き込む。

他方、「治安を口実」に、「私たち精神障害者……をスケープゴートとして心神喪失者

等医療観察法が成立した」（長野 2004: 27）と述べた、長野英子は、単に、広田と主張の内容が異なっているように思われるのだが、その論理とカテゴリーの括り方もまた、広田と異なっている。

1980年代に、精神障害者ではない、日雇全協・山谷争議団から、『『精神障害者』をスケープゴートとして保安処分＝治療処分新設を何が何でも、立法化せんとする現状』として精神障害者が孤立するあり方と、しかしその結果として、処分が「確実に寄せ場と下層労働者を包み込んで」（日雇全協・山谷争議団 1984: 42）いる可能性が指摘された。長野の論理とカテゴリーの括り方は、こちらの主張と類似している。すなわち、治安立法という案件の複数の当事者のなかから、精神障害者が孤立して当事者になったという指摘である。

広田が「だれも」を当事者にするやり方は、誰でも精神疾患を罹患する可能性があるという理由によるが、日雇全協・山谷争議団と長野の主張が類似しているのは、精神疾患とは関わりなく拘禁される可能性を指摘し、そのような処遇の当事者として自らを位置づけるためである。

問題の立て方と当事者のあり方、そこで主張する権利は異なるものであることを明らかにした。

#### 引用文献

長野英子, 2004, 「強制の廃絶と精神障害者刑事事件救援センターの設立を 心神喪失者等医療観察法廃案闘争を振り返って」『インパクション』141: 26-37.  
日雇全協・山谷争議団, 1984, 「宇都宮病院と狩り込み体制」『インパクション』31: 32-43.

#### 5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕(計1件)

喜多加実代、浦野茂、実践の記述としての「当事者」の概念分析、社会学年報、査読無、Vol.46、2017年、受理

〔学会発表〕(計1件)

喜多加実代、触法精神障害者とカテゴリーの結びつき 誰が当事者になるのか、東北社会学会、2016年7月31日、青森県観光物産館アスパム

〔図書〕(計0件)

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称:

発明者:

権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

取得状況（計0件）

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕  
ホームページ等

#### 6. 研究組織

##### (1) 研究代表者

喜多加実代（KITA, Kamiyo）  
福岡教育大学・教育学部・教授  
研究者番号：30272743

##### (2) 研究分担者

（ ）

研究者番号：

##### (3) 連携研究者

（ ）

研究者番号：

##### (4) 研究協力者

（ ）